

令和3年第1回定例会

歌志内市議会会議録

第5日目（令和3年3月17日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、3番山川裕正さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（川野敏夫君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

本日付議されます議案は、条例・予算等審査特別委員会委員長より報告1件、本田議員ほかからの意見書案4件であります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は、7名の出席であります。

谷議員については、遅参する旨の報告を受けております。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第3 報告第3号議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号令和3年度歌志内市一般会計予算、議案第17号令和3年度歌志内市営公共下水道特別会計予算、議案第18号令和3年度歌志内市国民健康保険特別会計予算、議案第19号令和3年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算、議案第20号令和3年度歌志内市病院事業会計予算、以上、令和3年3月9日、条例・予算等審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

条例・予算等審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○条例・予算等審査特別委員会委員長（本田加津子君） 一登壇一

報告第3号条例・予算等審査特別委員会審査報告書。

当委員会に休会中の審査として付託を受けた事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第3号歌志内市定住促進条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第4号歌志内市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第5号歌志内市職員特殊勤務手当支給条例及び歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第16号令和3年度歌志内市一般会計予算。

議案第17号令和3年度歌志内市営公共下水道特別会計予算。

議案第18号令和3年度歌志内市国民健康保険特別会計予算。

議案第19号令和3年度歌志内市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第20号令和3年度歌志内市病院事業会計予算。（令和3年3月9日付託）

2、審査の経過。

3月15日、16日の2日間、本特別委員会を開催し、慎重に審査した。

3、審査の結果。

いずれも、原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号の8件について、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに一括採決することに決しました。

これより、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号の8件について、一括採決いたします。

この本件に対する条例・予算等審査特別委員長の報告は、いずれも可決すべきものであります。

本件は、条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号の8件は、いずれも条例・予算等審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

意見書案第1号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 意見書案第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 意見書案第1号高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書（案）。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書(案)

原発の使用済み核燃料からウランやプルトニウムを取り出す再処理の過程で出る放射能の極めて強い廃液である高レベル放射性廃棄物の地層処分を研究している幌延町の深地層研究センターをめぐっては、誘致にあたり、北海道は「放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたい」との条例（いわゆる「核抜き条例」）を制定し、道及び幌延町、日本原子力研究開発機構（旧核燃機構）は「研究のみ」として、「放射性廃棄物や放射性物質を持ち込まないし使用しない」「研究終了後は埋め戻す」「将来とも最終処分場としない」との協定（いわゆる「三者協定」）を締結しています。

政府は2017年7月28日、高レベル放射性廃棄物の最終処分場に適した地域を示した「科学的特性マップ」を公表しました。これによれば、火山や活断層が周囲になく海岸から近い、処分場の候補地となり得る「最適地（輸送面でも好ましい地域）」は、北海道においては、陸地の3割が該当し86市町村に及んでいます。

2020年10月8日、寿都町と神恵内村が、原発の使用済み核燃料から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定に向けて、第1段階に当たる「文献調査」の応募を表明しました。地域住民の不安や風評被害への懸念から反対する声などが寄せられる一方、地域振興への期待など、立場の異なる関係者の意見がぶつかり、地域に修復困難な垣根を残すことが懸念されます。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処分方法を確立しないまま進められ、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、地下300m深い地層に埋める「地層処分」を行うとしていますが、複数の巨大プレートがある地震多発国の日本において、「10万年間の監視が必要な核廃棄物を安全に保管できるのか」といった疑問は未だに解消されていません。また、幌延深地層研究センター

は、「研究期間20年程度」との約束を反故にし、2019年8月、唐突な「研究延長」を道と幌延町に申し入れ、道民の声を十分に吟味することなく、知事は拙速に研究延長の受け入れを表明しました。さらに、新たな「500m掘削案」も浮上し、研究期間の再延長が懸念されます。こうした巨額の交付金と引き換えに、「調査」を受け入れれば途中で後戻りできないことは、先例を見れば明らかであり、住民の不安や垣根の上に成り立つような自治体運営を進めてなりません。

歌志内市議会としては「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物処分場を受け入れることは容認できません。

よって、国及び道におかれましては、下記の事項について確実に実行するよう強く要望します。

記

1 「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」に基づき、北海道内に高レベル放射性廃棄物最終処分場を設置しないこと。

2 北海道において、研究施設などの名目や名称を問わず、高レベル放射性廃棄物の最終処分に関わる一切の事前調査を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年3月17日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、北海道知事

○議長（川野敏夫君） 本件については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、意見書案第1号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第2号から意見書案第3号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 意見書案2号から、日程第6 意見書案第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 意見書案第2号高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書（案）、意見書案第3号国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書（案）。

以上2件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するも

のです。内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。
以上です。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

高齢者の医療費窓口負担の現行1割
の継続を求める意見書(案)

菅内閣は、75歳以上の高齢者の医療費窓口負担を、年収200万円以上（年金のみの単身世帯）の約370万人を対象に、現行の1割から2割に引き上げる方針を決定しました。今通常国会に法案を提出し、2022年度後半の実施を狙っています。この決定は、与党内の代表者間で話し合わせ、年収200万円以上の人を対象にするとの合意に基づくもので、政権与党の責任は重大です。

高齢者は病気になりやすく、けがもしがちです。少なくない人が慢性疾患を複数抱えており、さらなる負担は生活を直撃します。細る年金収入のために暮らしを切り詰めている高齢者が受診を我慢し、早期発見・治療が遅れて症状が悪化すれば、病状回復は困難になり、命にも関わります。現行の1割負担でも受診控えが起こり、その結果、重篤な病気や手遅れになってしまう例が後を絶たず、社会問題となっています。

2割負担の導入を「現役世代の負担軽減のため」と言いますが、国は、高齢者の医療費のうち45%が国庫負担だったものを35%に切り下げ「公助」を縮小し、現役世代に肩代わりさせ、高齢者自身の負担に転換する「共助」の仕掛けをつくりました。そして今回の2割負担導入という「自助」の拡大です。

原則2割負担化には、「さらなる受診控えを生じさせかねない政策をとり、高齢者に追い打ちをかけるべきでない」（日本医師会）、「高齢者の命と生活に重大な問題を引き起こす」（全国保険医団体連合会等が参加する日本高齢期運動連絡会）などと批判が相次いでいます。

よって、国においては、高齢者に負担増を押し付ける計画を撤回し、関連法案を通常国会に提出することなく、医療費窓口負担の現行1割の継続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年3月17日。

北海道歌志内市議会

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

国民健康保険料の子ども均等割減免
の拡充に関する意見書。

政府においては、「子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方のとりくみとして」2022年度4月から未就学児にかかる国民健康保険料均等割額の5割を軽減することを決めました。

子ども均等割軽減の創設と拡充を願ってきた本議会としても大いに歓迎するところであります。

国保は他の健康保険とは違って世帯員数に応じた均等割保険料がかかってきます。世帯員数は子育て中の家庭など、多人数世帯ほど負担が重くなっています。また、「少子化対策の充

実」にも逆行しているとして、その軽減を求める声も高まっています。

よって、国及び国会においては、その対象を未就学児に限ることなく、小学生など、義務教育対象児に拡大させることが期待されています。

国においては、少子化対策の拡充のためにも、国保子ども割額のさらなる拡充策を検討されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年3月17日。

北海道歌志内市議会

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。

○議長（川野敏夫君） 意見書案第2号高齢者の医療費窓口負担の現行1割の継続を求める意見書案について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第2号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第3号国民健康保険料の子ども均等割減免の拡充に関する意見書案について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第3号について、起立により採決をいたします。

ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第4号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 意見書案第4号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求め

る意見書案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本田加津子さん。

○6番（本田加津子君） 意見書案第4号米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書（案）。

上記議案を、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については、読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

米の需給改善と米価下落の歯止め策
を求める意見書(案)

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の「消失」で、米の過大在庫が生じ、2020年産米の市場価格は全国的に大暴落し、さらに緊急事態宣言などにより消費減少が止まらず、2021年産米のさらなる下落が危惧されています。このままでは、多くの米農業者の経営悪化を招くことになり、流通業者、販売店など地域経済に深刻な影響を与えます。

コロナによる需要減少による「過剰在庫」は、政府の緊急買入など特別な隔離対策で市場隔離すべきです。

同時にミニマムアクセス米が毎年77万トンを輸入され、40万トン～60万トンが飼料用に販売され、国産飼料米需要を奪っています。国は、在庫が増えたバター、脱脂粉乳の輸入量を大幅削減し、バター、脱脂粉乳の過剰在庫対策をとっています。バター、脱脂粉乳同様に、ミニマムアクセス米の輸入量を減らし、在庫対策をとることが財政負担も少なく、最も有効な対策といえます。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態のなかで、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとられない対策が必要です。

次の対策を要望いたします。

1. 過剰米を国が緊急に買い入れし、過大な生産調整を回避すること。
2. ミニマムアクセス米の輸入量を大幅に削減すること。
3. 過剰米を生活困窮者などへの食料支援に活用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年3月17日。

北海道歌志内市議会

提出先。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水産大臣。

○議長（川野敏夫君） これより資質に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。
これより、意見書案第4号について、起立により採決をいたします。
ただいまの意見書案に賛成する議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

○議長（川野敏夫君） 起立多数であります。
したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長（川野敏夫君） 日程第8 閉会中の継続審査の申し出についてであります。
各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第106条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。
お諮りいたします。
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） これで、本日の日程は全部終わりました。
以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。
これをもちまして、令和3年歌志内市議会第1回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

(午前10時15分 閉会)

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 川 裕 正

署名議員 本 田 加 津 子